



温泉湯ったりトットリけん

～ Totto-Relax : The Onsen Paradise Tottori ～



ロゴマーク大募集

バラエティ豊かな温泉地を有する鳥取県を『温泉湯ったりトットリけん』として国内外にアピールするためのロゴマークを募集します。皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしています！

応募期間

令和8年

5月12日火～6月15日月

募集内容

『温泉湯ったりトットリけん』のロゴマークデザイン

応募資格

県内外を問わず、どなたでもご応募可
※18歳未満の場合は、保護者の許可をいただいている場合に限ります。

制作条件の詳細及び応募方法は鳥取県のHPをご確認ください。



最優秀賞

(採用作品・1点)

賞金5万円

+鳥取県の特産品
(5,000円分)

優秀賞

(3点)

鳥取県の特産品
(5,000円分)



問合せ先

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課
(住所) 鳥取市東町1丁目220番地
(電話) 0857-26-7267 (mail) kankou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県の温泉情報はこちら ▶



「温泉湯ったりトトリけん」ロゴマーク募集要綱（抜粋）

🔥 制作条件

- 鳥取の温泉文化の特徴やその魅力が伝わり、温泉を愛する人々や地元住民に広く親しまれるようなデザインであること。なおかつ、海外に広く発信していくため、外国人の目に留まり、国際色のあるデザインとすること。
- 「温泉湯ったりトトリけん」及び「Totto-Relax:The Onsen Paradise Tottori」を組み入れること。（大文字、小文字は問わない。文字の色やフォント、配置は自由とする。）
- 編集可能なフルカラーのグラフィックデータで制作し、モノクロでの使用を考慮した配色とすること。
- 提出作品のデータは、JPEG、PNGまたはPDF形式で1辺が1,000～2,000pxの範囲かつ容量は3MB未満とすること。
- 10cm×10cm程度に縮小した場合でも視認できるものとすること。

《テーマ》「温泉湯ったりトトリけん」
～Totto-Relax:The Onsen Paradise Tottori～

鳥取県は海や山の景色、湯温、街並み、食など、バラエティに富んだ10の温泉地があり、さまざまな好みに対応可能な「日本の温泉文化の聖地」とも言える温泉県である。

🔥 応募資格

県内外を問わず、どなたでもご応募いただけます。（個人、法人、グループいずれも可能。）
※18歳未満の場合は、保護者の許可をいただいている場合に限りです。

🔥 応募方法

「とっとり電子申請サービス」から応募者（法人・グループの代表者）の情報（氏名・住所等）及びロゴマークに込めたコンセプト（制作意図や説明（200字以内））を入力し、作品の画像ファイルを添付して申請してください。

とっとり電子申請サービス▶



🔥 審査

応募作品は、事務局及び鳥取県が設置する審査会において厳正なる審査を行い、最優秀賞及び優秀賞作品を選定します。審査の途中経過並びに審査結果・不採用の理由等についてのお問い合わせには、一切応じられません。

🔥 結果発表

最優秀賞及び優秀賞の受賞者に通知するほか、令和8年8月頃（予定）に表彰を行うとともに、鳥取県観光戦略課のホームページ等で公表します。
なお、当該公表をもって、受賞者以外の方への通知に代えさせていただきます。

🔥 注意事項

- (1)以下は審査対象外とします。
 - ・ 広く認知されているイメージ（温泉関連団体等のシンボルマーク等）や世界的に使用されているピクトグラム、シンボルマークと混同される恐れがあるもの。
 - ・ 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れがあるもの。
 - ・ 既に公表されているもの（WEBに掲載されているものを含む）と同一または類似のもの。
 - ・ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
 - ・ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- (2)作品の応募は1人（1グループ）5作品までとします。1つの応募用紙、電子メール等につき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）
- (3)応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (4)採用作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5)応募者の個人情報は、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし採用作品の氏名、住所（都道府県及び市町村区まで）、年齢は公表させていただく場合があります。
- (6)採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、鳥取県及び鳥取県が指定する第三者に対して、著作者人格権に基づく権利行使は将来にわたり行わないこととします。
- (7)採用作品は鳥取県及びその指定する者が商標登録を行う予定です。先行商標との重複等により商標登録が困難な場合、次点に繰り下げることがあります。
- (8)採用作品について、既に公表されているものと同一または類似のもの等、本募集要綱に違反する事実が明らかになった場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消し、賞品の返還を求めることがあります。
- (9)最優秀賞及び優秀賞の選考にあたり、鳥取県から応募者に連絡を取らせていただく場合がありますが、最優秀賞及び優秀賞作品の公表までは、当該連絡の事実及び内容を秘密事項として取り扱っていただきます。これらの情報を第三者に口外しないようお願いいたします。
- (10)採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (11)採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (12)ロゴマークとして適当な作品がない場合は、「採用作品なし」となる場合があります。